

令和7年3月新規学校卒業者の採用について



新規学卒者の選考スケジュール

	高校	大学・短大・高専・専修
求人受付開始	令和6年6月1日から	令和6年2月1日から
求人公開開始	7月1日から	4月1日から
推薦開始	9月5日から	6月1日から
選考開始	9月16日から	6月1日から
採用内定開始	9月16日から	10月1日から
就業開始日	卒業後	卒業後（原則）

1 求人申し込みについて

- 求人は、ハローワークインターネットサービスの「求人者マイページ」からお申込みください。
(<https://www.hellowork.mhlw.go.jp/>)
- 「求人者マイページ」は事前に開設が必要です。開設がまだの場合は、学卒窓口にて手続きを行いますのでご相談ください。(利用可能なメールアドレスが1つ必要となりますので、予めご用意ください。)
- ハローワーク帯広ホームページに、マイページ入力マニュアルを掲載していますのでご利用ください。
(https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-hellowork/list/obihiro/jigyo-nushi/_119335.html)
- 申し込み後、ハローワークにて求人内容の確認を行い、高卒求人については、受理印入り求人票を企業宛て、7月1日以降に随時郵送します。大卒等求人についてはマイページ上の送信メッセージにて受理完了をお知らせします。(高卒求人と異なり、マイページ上で印刷したものを原本として扱ってください。)

■■ 重要 ■■

高卒求人公開後、当初の募集人数分の採用をせず求人を取り下げたり、募集人数を減らしたりすることはできません。また、高卒求人と一般求人を同内容で公開し、一般求人から採用したから高卒求人を取り下げる、といったこともできません。求人を信頼し選考準備をしている生徒にとっては、求人取下げ等により企業に対する信頼が崩れるとともに、学校や保護者から企業に対し苦情が生じる可能性もあります。なお、求人に「受付期間」を設けることで、募集枠が埋まっていなくても、受付期間の到来後に求人取り下げができます。受付期間を設けない場合、求人は令和7年6月末まで公開されます。(受付期間はマイページでの入力時に設定できます)。

求人申し込みの段階で受付期間を設けておらず、やむを得ずに求人取下げや募集人数削減を要望される場合は、指定様式による理由書の提出が必要となります。併せて、十勝管内の全高校に対して企業名の通知が行われることを予めご承知おきください。求人は慎重な採用計画に基づいて申し込みを行ってください。

【ほか留意点】

- 別紙パンフレット『求人者のために』を参照いただき、各種労働法令に従って求人票を作成するとともに、「採用後」の労働条件を明示してください。また、採用にあたって労働契約を締結する際、求人票に明示した労働条件を低下させる変更は行わないでください。
- 北海道の最低賃金は、令和6年10月1日から時給1010円です。(なお、特定の産業のみ適用される最低賃金もあります。詳細は別紙リーフレット記載の労働基準監督署へお問い合わせください。)
- 最低賃金は毎年10月1日頃に改定されます。改定後、公開中の求人の賃金額が最低賃金額を下回る場合は、賃金額の引き上げが必要となりますので、該当する場合はハローワークへご連絡ください。
- いわゆる「固定残業制」を採用している場合は、求人票に記載が必要です。詳細は、別紙リーフレット『新規学校卒業者を採用する際は労働関係法令の規定などを確認してください』を参照ください。
- 令和6年4月1日から、求人票への明示事項が追加されました。詳細は別紙リーフレット『求人票に明

示される労働条件が新たに3点追加されるのでご留意ください』を参照ください。

2 求人公開・採用活動等について

■高卒求人は、専用サイト「高卒就職情報WEB提供サービス（高卒WEB）」にて、高校生本人や、進路担当教諭のみ閲覧でき、一般公開されません。一方、大卒等求人は「ハローワークインターネットサービス」により一般公開されます。

■高卒求人については、高卒WEB上で非公開とすることもできます。（非公開求人のことを、いわゆる「指定校求人」と呼んでいます）。希望する場合は、マイページ入力の際に、公開範囲の項目で「4. 求人情報を公開しない」を選択するとともに、指定校推薦の入力項目で学校名を入力してください。

申し込み後は、求人票原本がハローワークから企業へ送付されたのち、指定校に持参してください。（学校にはコピーを渡し、求人票原本は企業にてご保管ください）。指定校求人についてはハローワークから学校への提供は行わないため、企業の責任のもと、直接学校へご提供ください。

■自社アピールのために学校訪問をされる採用担当者もいらっしゃいます。訪問できる時期は、原則7月1日以降になりますが、6月1日以降にハローワークに求人申込みを行っていただければ、学校の事前了解のもと訪問可能です。（なお、ハローワークから企業への求人票原本の送付は7月以降でないで行われません）

3 高校生の応募・推薦・選考について

■生徒からの応募は学校を通じて行われます。応募を受け付けたら選考日を7日以内に通知してください。また、選考後の採否結果も7日以内に通知してください。通知が遅れると生徒の就職活動に支障が生じますのでご協力願います。

■高校生の応募は1人1社が原則ですが、11月1日以降は1人2社まで複数応募ができます。なお、企業側で複数応募を不可とすることもできます。（マイページ入力時に設定できます）。複数応募の詳細は、別紙リーフレット『令和7年3月新規高等学校卒業者の就職に関する申合せ』をご参照ください。

■高校生は統一応募書類（履歴書と調査書）による応募となります。これら以外の書類を求めないようにしてください。

■応募前の職場見学受け入れを積極的にご検討ください。職場の雰囲気・仕事内容を知ってもらうことが職場定着・早期離職防止につながります。見学受け入れが可能な場合は、マイページ入力時に「応募前職場見学」欄を「可」としてください。

■選考にあたり、就職差別につながる恐れのある質問（本籍、出生地、家族に関すること、思想信条にかかわること等）については配慮が必要です。（『求人者のために』P25～P27参照）

4 採用内定について

■高校生、大学生等ともに、求人への内定者が出ましたら、ハローワーク帯広のホームページ「学卒求人採用内定報告フォーム」に必要な事項を入力してください。（求人取下げ・継続を選択できます。）

（https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-hellowork/list/obihiro/kyusyokusya/_119339/obihiro_00014.html）

■高校生について、採用内定者および学校には、内定取消等のトラブルを防止するために、採用・不採用にかかわらず文書で通知してください。採用通知の際には、採用後の労働条件が明示されている文書と内定承諾書を添付して下さい。

■高校生について、卒業前に内定式や親睦会の参加を依頼することは学業に支障を及ぼすため、十分配慮をお願いします。

■採用内定は、学生・生徒にとって採用が保証されたものとして重大な意義をもつものです。募集は採用の確実な見通し・採用計画に基づいて行ってください。客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない採用内定の取消は無効となります。

【お問い合わせ】	ハローワーク帯広 職業相談第2部門 学卒担当窓口 まで
電話	: 0155-23-8296 (部門コード 42#)
メール	: 01040shoku2@mhlw.go.jp